

医療機関の介護保険事業所のみなし指定について

2019年4月以降、維持期の疾患別リハビリテーションの算定が認められなくなりましたが、その後「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.9)」が出され、介護保険におけるリハビリテーション事業所の遡及指定や通所リハビリテーションの所要時間の取扱いについて経過措置がとられることとなりました。

- 新たに介護保険におけるリハビリテーション事業所の遡及指定について
 今回遡及指定の対象となるのは、下記事業所です。

(介護予防) 通所リハビリテーション	(介護予防) 訪問リハビリテーション
--------------------	--------------------

維持期・生活期の疾患別リハビリテーション料を2019年3月まで算定していた医療機関が、これらの事業所の指定を受けようとする場合、**2019年9月30日までの間、2019年4月1日までに指定があったものとしてみなすことが可能です。**また、介護報酬の請求についても、2019年時点で算定要件を満たしていれば、同様の取扱いをすることができます。

よって、4月時点でまだ通所リハビリテーションや訪問リハビリテーション（以下、「通所リハビリテーション等」という。）の事業所指定を受けていない医療機関であっても、要件を満たしていれば、4月から通所リハビリテーション等の費用を算定することができます。ただし、この場合、報酬については事業所指定を受けてから、遡及して請求することとなります。

- 通所リハビリテーションの所要時間の取扱いについて

通所リハビリテーションの費用を算定するにあたっては、少なくとも1時間以上リハビリテーションを提供する必要がありますが、今回の経過措置で2019年9月30日までの間は、**実際の通所リハビリテーションの提供時間が1時間より短くなった場合であっても、「1時間以上2時間未満の場合」における単位数を算定することができます。**

今まで20分単位で医療保険のリハビリテーションを受けてきた患者に対し、いきなり1時間以上のリハビリテーションを行うことは、身体的・精神的負担となる懸念があります。そのような患者については、この経過措置を利用し、段階的にリハビリテーションの実施時間を長くしていく等、患者の身体的・精神的負担を軽減しながら通所リハビリテーションへ移行していくことが考えられます。

弊社では短時間通所リハビリテーション開設支援を行っており、まだ介護保険を提供していない医療機関様においてもスムーズに開設できるよう支援させていただきます。詳しくはお問合せください。

株式会社ユアーズブレイン 医業経営コンサルティング部は、地場・広島県内はもとより中国・四国エリアを中心に、大学病院から地域密着の病院やクリニックに至るまで、それぞれの規模や特性に合ったかたちで医療機関の皆様がより充実した医療を提供できるよう、各種の支援コンサルティングを提供しています。

お問い合わせは…TEL：082-243-7331e-mail：info@yb-satellite.co.jp

担当 大迫、真鍋、山根